



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 16, 2021 年 10 月～11 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年10月～11月）

内容

A: NGFS、生物多様性と金融安定にかかるレポートを公表（10月8日）	3
B: TCFD、気候関連の財務情報の開示にかかる3つのドキュメントを公表（10月14日）	4
C: NGFS、気候変動のシナリオ分析の現状にかかるレポートを公表（10月19日）	8
D: FSB、サイバー・インシデントの当局報告にかかるレポートを公表（10月19日）	10
E: FSB、G20首脳に宛てたレターを発出（10月28日）	12
F: 英PRA、気候関連リスクと資本規制に関する報告書を公表（10月28日）	12
G: 英FCA、サステナビリティ開示と投資ラベルに関する市中協議を開始（11月3日）	14
H: EIOPA、気候変動にかかる取組みについてアップデート（11月3日）	14
I: 星MAS、保険会社の資産・負債のエクスポージャーに関する告示の改定案を公表（11月5日）	15
J: 加OSFI、ITとサイバー・リスク管理にかかるガイドライン案を公表（11月9日）	15
K: 星MAS、金融機関のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改定（11月9日）	16
L: 馬中銀、ホールセール金融市場のCode of Conduct案を公表（11月9日）	17

A: NGFS、生物多様性と金融安定にかかるレポートを公表（10月8日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が2021年4月にInternational Network for Sustainable Financial Policy Insights, Research, and Exchange（INSPIRE）とともに立ち上げた生物多様性と金融安定に関するスタディ・グループは、「生物多様性と金融安定」と題する中間報告を公表した。主な内容は以下のとおり。
 - 生物多様性が人類史上予見し得ないほどのスピードで減少している中、生物多様性の喪失に起因する財務リスクは大きくなっている。ネイチャー・ポジティブな経済への生態学的な移行は複数のベネフィットをもたらす一方、金融機関のポートフォリオの配分や戦略が今後の生物多様性の保護にかかる政策と整合していない場合には、移行リスクを生じさせ得る。また、生物多様性の喪失に関連する物理的リスクおよび移行リスクの潜在的な影響は、金融安定に脅威をもたらす。そのため、生物多様性・経済モデルを既存のリスク評価の枠組みに統合し、また、生物多様性に関連する財務リスクの評価の新たなアプローチを開発するなど、金融安定と生物多様性の関係性を評価しようとする取り組みが始まっている。
 - 生物多様性に関連するリスクが金融安定に与える影響を理解するためには、①財務リスクにつながる可能性のある危険やショックのシナリオ、②①に対する金融機関の資産ポートフォリオのエクスポージャーの測定指標、③資産ポートフォリオ内の金融機関や企業の危険やショックに対する脆弱性を評価するためのツール、が必要となる。他方で、①生物多様性に関連する潜在的な危険やショックは不確実性が高いこと、②危険やショックがローカル・レベルで顕在化することが多く、他方で、エコシステムやサプライ・チェーン全体に伝播し得る危険やショックを評価するためのデータが入手困難であること、③エクスポージャーが必ずしも脆弱性には直結しないこと、などの課題や困難がある。
 - 中央銀行や金融監督当局は、①生物多様性に関連する経済的および財務リスクに対応するためのツールやスキル・セットを開発し、②生態系サービスや生物多様性への金融機関の依存度合いや影響を評価し（シナリオ分析の実施を含む。）、③既存の生物多様性・経済モデルへの理解を深め、また、生物多様性に関連するシナリオなど、アドホックな方法論的アプローチを開発し、④生物多様性への依存や影響から生じるリスクを理解することの重要性を伝えることができる。
 - 中央銀行や監督当局の主な動きは以下のとおり。

欧州中銀	<ul style="list-style-type: none"> • 生物多様性の喪失を環境リスクの源泉として特定し、リスク管理や開示にかかる監督上の期待を表明。
欧州銀行監督機構 (EBA)	<ul style="list-style-type: none"> • 生物多様性の喪失をどのように規制の枠組みで取り扱うことができるかを検討中。
中国人民銀行、中国銀行 保険監督管理委員会 (CBIRC)	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行に対して融資や投資が生物多様性に与える影響を開示するよう要請。
シンガポール金融管理局 (MAS)	<ul style="list-style-type: none"> • 生物多様性の喪失にかかる、ガバナンス、リスク管理および開示の文脈での監督上の期待を表明。
ブラジル中銀	<ul style="list-style-type: none"> • 環境リスクの定義に生物多様性の破壊を含めることを協議中。

マレーシア中銀	<ul style="list-style-type: none"> 「気候変動と原則ベースのタクソミー」¹において、気候と生物多様性を明示的にリンクさせている。
スイス中銀	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動を通して生物多様性に重大な危害を加えている企業の社債を投資対象から除外。
イングランド銀行	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動以外の他の環境リスクの金融安定との関連を検討する予定。

インプリケーション：生物多様性にかかる取組みは各国・地域において進展しており、今後、日本においても規制・監督上の取組みが進展することが考えられる。

(出所) NGFS ‘The joint Study Group on ‘Biodiversity and Financial Stability’ launched by NGFS and INSPIRE publishes an Interim Report’

B: TCFD、気候関連の財務情報の開示にかかる 3 つのドキュメントを公表 (10月14日)

- 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) は、①気候関連の財務情報の開示にかかるステータス・レポート、②測定指標、ターゲットおよび移行計画に関するガイダンス、③TCFD提言に関する実施ガイダンスの改正、の3つのドキュメントを公表した。

(1) 「気候関連の財務情報の開示にかかるステータス・レポート」

- 同レポートは、多くの国がTCFD提言と整合した (TCFD-aligned) 開示を求める法令を提案もしくは最終化し、また、TCFD提言が国際会計基準の設定主体が設定する気候リスクの開示にかかるグローバル基準のベースとなるなど、この1年間でTCFDの取組みにかかるグローバルなモメンタムが大きく伸長している、と述べている。同レポートによると、この1年間で、1,000を超える組織が新たにTCFD提言への賛同を表明し、2021年10月現在で、賛同組織の数は2,600を超える (1,069の金融機関を含む。) 。その他、同レポートの主な内容は以下のとおり。

➤ TCFD提言と整合した開示の義務化に関する主な国・地域における動きは以下のとおり。

オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 健全性規制庁 (APRA) は2021年4月、気候リスクの管理に関するガイダンス案を公表。
ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル中銀は2021年9月、被規制機関に対するTCFD開示に関する規則を公表。
欧州連合	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会は2021年4月、コーポレート・サステナビリティ・レポート指令 (CSRD) 案を公表。
香港	<ul style="list-style-type: none"> 香港金融管理局 (HKMA) は2021年7月、金融機関にTCFD開示を求めるガイダンス案を公表。
日本	<ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所は2021年6月、コーポレート・ガバナンス・コードを改訂。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ニュージーランドは2021年4月、大規模な上場企業や金融機関にTCFD開示を義務付ける法案を提出。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール取引所規則は2021年8月、TCFD開示の義務化に向けたロードマップ案を公表。

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向 (Vol. 10, 2021年4月～5月)」記事 M を参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf

スイス	<ul style="list-style-type: none"> 連邦金融市場監督機構（FINMA）は2021年6月、銀行と保険会社向けの開示規則を改正し、気候関連の財務情報の開示を要請。
英国	<ul style="list-style-type: none"> 2020年から2021年にかけて、複数の規制当局がTCFD開示にかかる規則や提案を公表。金融行為規制庁（FCA）は2021年6月、アセット・マネージャーや生命保険会社にTCFD開示を求める規制案を公表。

- TCFDは、1,651社の公開企業のTCFD開示のレビューを実施。主な発見事項は以下のとおり。
- 開示している企業数は前年比で増加しているものの、少なくとも3つのTCFD提言と整合した開示を行っている企業は半数程度であり、さらなる取組みが必要である。
 - 気候関連のリスクと機会を開示している企業は多い。戦略のレジリエンスにかかる情報を開示する企業も増えてきている。ガバナンス関連の情報の開示は低調。
 - 産業セクター別では、素材と建設が最も進んでいる。また、保険セクターの開示が大きく進展している。地域別では、欧州が最も先行している。
 - 項目ごとの開示の状況は以下のとおり。（※<>内はレビューの対象数、()内は前年の比率。）

項目		全体 <1,651>	銀行 <282>	保険 <132>
ガバナンス	a. 取締役会による監視	25% (13%)	22% (14%)	35% (17%)
	b. 経営陣の役割	18% (11%)	17% (10%)	23% (13%)
戦略	a. リスクと機会	52% (42%)	45% (33%)	52% (39%)
	b. 組織への影響	39% (30%)	35% (26%)	36% (32%)
	c. 戦略のレジリエンス	13% (7%)	15% (8%)	18% (9%)
リスク管理	a. リスクの特定と評価のプロセス	30% (20%)	33% (22%)	37% (26%)
	b. リスク管理のプロセス	29% (17%)	32% (19%)	47% (25%)
	c. リスク管理への統合	27% (17%)	29% (17%)	39% (25%)
測定指標 とターゲット	a. 気候関連の測定指標	44% (40%)	35% (32%)	32% (27%)
	b. スcopeごとの温室効果ガス（GHG） 排出量	37% (31%)	27% (25%)	30% (20%)
	c. 気候関連のターゲット	34% (24%)	22% (15%)	27% (18%)

(2) 「測定指標、ターゲットおよび移行計画に関するガイダンス」

- 同ガイダンスが作成された背景には、気候関連の異なるシナリオ下における企業の戦略のレジリエンスにかかる情報の開示が相対的に低い、という理由がある。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

➤ 気候関連の測定指標

- 金融セクター向けには、ポートフォリオ・アラインメント指標（例えば、事業活動と1.5°C目標とのアラインメントを示す指標など。）を開示することが考えられる。それには、以下のようなものが含まれる。

指標	概要と勘案すべき事項
二元的なターゲット計測	<ul style="list-style-type: none"> ネットゼロやパリ協定をターゲットとして宣言している投資やカウンターパーティがポートフォリオ全体に占める割合によってポートフォリオのアラインメントを計測する手法。ターゲット設定のインセンティブを与えるが、気温のアラインメントの評価は提供しない。
ベンチマーク乖離モデル	<ul style="list-style-type: none"> フォーワードルッキングな気候シナリオから基準となるベンチマーク（一定の気温の上昇を抑えるために実行されるべき排出量の経路）を構築し、個々のカウンターパーティの排出量と比較することにより、ポートフォリオのアラインメントを評価する手法。手法の精度によっては、意図せざる結果に繋がりが得る。
黙示的な気温上昇モデル (ITR)	<ul style="list-style-type: none"> ベンチマーク乖離モデルを拡張した手法で、ベンチマークとのアラインメントの程度を気温のスコアの形式に置き換える形で評価する手法。主要な前提条件の影響が複雑で不透明なこともある。

- セクター共通の指標として、以下の7つのカテゴリーを例示。

カテゴリー	測定指標の例
GHG 排出量	<ul style="list-style-type: none"> スコープ毎のGHG排出量 資産クラス毎の投融資先の排出量 (financed emissions) 発電量1メガ・ワット時 (MWh) あたりのGHG排出量
移行リスク	<ul style="list-style-type: none"> 移行リスクに大きく晒されている不動産の担保の額 炭素関連資産への信用エクスポージャーの集中 採炭からの収益の割合
物理的リスク	<ul style="list-style-type: none"> 100年に1度の洪水域の不動産ローンの額や排水処理能力 ベースラインの水ストレスが高いもしくは極めて高い地域において取水・消費される水に関連する収益 洪水、熱ストレス、水ストレスにさらされる地域における不動産、インフラストラクチャー、その他の資産ポートフォリオの割合
気候関連の機会	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率や低炭素技術に関連する引受保険料の割合 ゼロ・エミッション車、ハイブリット車、プラグイン・ハイブリッド車の販売数
投資	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素商品やサービスのR&Dに投資される年間収益の割合 気候適応施策への投資（土壌の改善、灌漑、技術など）

内部炭素価格	<ul style="list-style-type: none"> 内部炭素価格、地域ごとのシャドー・プライス
報酬	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連の商品への投資とリンクしている従業員の年間変動ボーナス 役員の長期のインセンティブ・スコアカードにかかる気候目標のウェイト

➤ 気候関連のターゲット

- ターゲットは、戦略やリスク管理の目標と整合的であり、関連する測定指標と結びついたものであり、定量的で測定可能なものであり、時間軸（ベースラインとなる時間軸、ターゲットを達成する時点とその中間地点）が明確にされたものであり、理解可能でコンテキストがはっきりしたものであり、定期的にレビューやアップデートされ、年次で報告されるものであることが重要である。
- ターゲットの例は、スコープごとのGHG排出量の目標、移行リスクや物理的リスクに対する資産エクスポージャーの削減の目標、再生可能エネルギーの利用にかかる目標、気候関連のリスクや機会への投資の目標など。いずれも、「〇年までに〇%」など、明確なものである必要がある。

➤ 移行計画

- 移行計画は、適応計画とともに、企業が気候関連のリスクと機会に対応するための戦略の一部を構成する。したがって、移行計画は、戦略と整合的で、定量的なターゲットを含み、組織内で承認され、実行可能な計画を含み、ステークホルダーに対して毎年報告されるものでなければならない。
- 移行計画に含まれ得る内容は以下のとおり。

中核要素	主な内容
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会による承認や監督 経営陣による説明責任や実行責任 企業の気候目標と整合的な報酬などのインセンティブの設計 取締役会への報告 計画のレビュー アシュアランス
戦略	<ul style="list-style-type: none"> 戦略との整合性（ターゲットの達成のための行動や気温の目標） 計画の前提条件（移行経路の不確実性や実施上の課題にかかるものを含む。） 優先度の高い機会 行動計画、財務計画 シナリオ分析
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> リスクの記述（低炭素経済への移行にかかるリスクなど） 移行計画の実施における課題や不確実性

測定指標とターゲット	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標およびターゲットとそれを支えるメソッドロジーやデータ
------------	--

- 財務への影響の開示は、気候関連のリスクと機会が①財務上のパフォーマンスおよび②財政状態に与える影響を開示するものである。前者には、新たな商品やサービスからの収益の増加、炭素価格等に起因するコストの増加、上流のコストの変化に起因する営業キャッシュフローの変化、移行リスクに晒されている資産の減価などが、後者には、資産の時価の変化、ポートフォリオの価値の変化などが含まれ得る。

(3) 「TCFD提言に関する実施ガイダンス」改正

- 同ガイダンスについて、主な改正は以下のとおり。

項目	主な変更
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> (変更なし)
戦略	<ul style="list-style-type: none"> 「b 組織への影響」および「c 戦略のレジリエンス」について、全セクター向けのガイダンスにおいて、気候変動が企業の収益や財政状態に与える影響を開示することを明確化。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> (変更なし)
測定指標とターゲット	<ul style="list-style-type: none"> 「a 気候関連の測定指標」について、全セクター向けのガイダンスにおいて、「セクター共通の気候関連の測定指標のカテゴリ」（※ (2) 「測定指標、ターゲットおよび移行計画に関するガイダンス」で記載した「7つのカテゴリ」を参照）に示すフォワードルッキングな測定指標を開示することを検討するよう明記。また、保険会社向けの補足ガイダンスに、保険引受活動が2°Cより十分に低いシナリオと整合的である程度の開示を追加。 「b スcopeごとの温室効果ガスの排出量」について、全セクター向けのガイダンスにおいて、scope1および2の排出量についてはマテリアリティに関係なく開示すること、scope3についても開示を検討することを明確化。また、保険会社向けの補足ガイダンスに、商業用不動産および特殊保険に関連する加重平均炭素強度もしくは温室効果ガスの排出量の開示を追加。 「c 気候関連のターゲット」について、全セクター向けのガイダンスにおいて、「セクター共通の気候関連の測定指標のカテゴリ」に沿ったターゲットの開示を明確化。

インプリケーション：TCFD提言に関する実施ガイダンスの改正から、開示のより一層の拡充が求められていることが伺える。特に、測定指標とターゲットについて、例えば、scope1および2の排出量の開示からマテリアリティの条件が除かれたほか、scope3の開示についても検討するよう求められている。加えて、「測定指標、ターゲットおよび移行計画に関するガイダンス」では、ポートフォリオ・アライメント指標にかかるガイダンスも提供されている。こうしたことから、保険会社は、この分野の取組みを加速する必要があると考えられる。

(出所) FSB '2021 Status Report: Task Force on Climate-related Financial Disclosures'

C: NGFS、気候変動のシナリオ分析の現状にかかるレポートを公表（10月19日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、31のNGFSメンバー国における気候変動のシナリオ分析の現状をとりまとめたレポート「シナリオ分析の現状：グローバルの監督当局および中央銀行の気候シナリオ分析に関する進

抄報告」を公表した。主な内容は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> 1つ以上の目的のために気候シナリオ分析を実施している国が多い。気候リスクが金融安定や経済に与える影響を評価することのほか、シナリオ分析のためのメソドロジーの改善やデータ・ギャップの特定、気候リスクの理解の向上など、能力開発なども目的とされる。なお、現時点において、シナリオ分析の結果を踏まえて資本要件の検討を行うことを予定している国は無い。
バランスシートの前提	<ul style="list-style-type: none"> 固定（バランスシートを期初で固定。シナリオにおいてリスクが重大化した時のみアップデート。）、動的（カウンターパーティのプロファイルの変化や経営行動による変化を反映する形でバランスシートを変化させる。）、および、両者の組合せの3つが考えられる。
アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> トップダウン、ボトムアップ、それらの組合せがあり、それぞれにメリット、デメリットがある。
スコープ	<ul style="list-style-type: none"> すべての国において銀行が対象となっているほか、多くの国は、保険会社や年金基金なども対象としている。リスクでは、銀行の信用リスクはすべての国で対象となっているほか、保険会社の市場リスクも対象としている国がある。
シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 回答者の3/4がNGFSのシナリオを利用。NGFSのシナリオのうち、最も多く用いられているのは、現状維持、移行の遅延、ネットゼロ2050、の3つ²。NGFSのシナリオをベースに、独自に調整を加えているケースもある。シナリオ分析に用いているシナリオの数については、3つのシナリオを用いていると回答したメンバーが最も多い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 認識されている課題は、①NGFSのシナリオのローカルへの適応（自国のマクロ経済モデルへの結合を含む。）、②気候変動と金融セクター間のフィードバックなどの波及の影響やセクター間のリスク移転の捕捉、③標準的な前提条件やモデルが無いことによる比較可能性の確保の困難さ、④時間軸が長いことによる不確実性の増大、⑤データ・ギャップなど。

■ NGFSの主なメンバー国が実施（を予定）している気候シナリオ分析の概要は以下のとおり。

メンバー	実施時期	バランスシートの前提	アプローチ	粒度	対象リスク	時間軸
仏ACPR、仏中銀	済み（2021年5月）	ハイブリッド	ボトムアップ	セクター	物理的リスク、移行リスク	30年
豪APRA	2022年初め	固定、ハイブリッド	ボトムアップ、トップダウン	カウンターパーティ、マクロ経済、セクター	物理的、移行	30年
スペイン中銀	2021年12月	固定	トップダウン	マクロ経済、セクター	移行	3年
カナダ中銀	2021年秋	固定	ボトムアップ、	カウンターパーティ、マクロ経	移行	30年

² NGFSのシナリオについては、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事Kを参照。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf

			トップダウン	済、セクター		
イングランド 銀行	2022年5月	固定	ボトムアップ	カウンターパ ティ、マクロ経 済、セクター	物理的、 移行、訴訟	30年（移 行）、60年 （物理的）
ドイツ連銀	2021年11月 （第一部）	ハイブリッド	トップダウン	マクロ経済、 セクター、エン ティティ	物理的、 移行	5～30年
オランダ中銀	2021年第4 四半期	固定	トップダウン	カウンターパ ティ	物理的、 移行	1年（洪 水）、10年 （移行）
EBA	済み（2021 年5月）	固定	トップダウン	カウンタ ーパーティ	物理的、 移行	30年
欧州中銀	済み（2021 年9月）	固定	トップダウン	カウンタ ーパーティ	物理的、 移行	30年
金融庁、日銀	2022年6月	固定	ボトムアップ	カウンターパ ティ、マクロ経 済、セクター	物理的、 移行	30年（移 行）、80年 （物理的）
星MAS	2022年下期	固定	ボトムアップ	カウンターパ ティ、マクロ経 済、セクター	物理的、 移行	30年
中国人民銀行	2022年上期	固定	ボトムアップ、 トップダウン	カウンターパ ティ、セクター	移行	10年、40年 （マクロ）
スイス中銀、 FINMA	2021年9月 終了 （第一部）	固定	トップダウン	カウンターパ ティ、マクロ経 済、セクター	移行	5～40年

インプリケーション：各国・地域において、気候変動にかかるシナリオ分析やストレス・テストが進展している。欧州では、ソルベンシーII指令の改正により、保険会社には、気候変動のシナリオ分析を行うことが義務付けられた³ことも踏まえると、日本においてもさらなる高度化が求められることとなるものと思料される。

（出所） NGFS ‘NGFS publishes the report “Scenarios in Action: a progress report on global supervisory and central bank climate scenario exercises”

D: FSB、サイバー・インシデントの当局報告にかかるレポートを公表（10月19日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「サイバー・インシデント報告：現在のアプローチ、および、より広範なコンバージェンスのため

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 15、2021年9月～10月）」記事Cを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202110_ins_regulation.pdf

の今後の対応」と題するレポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

- 本レポートの目的は、サイバー・インシデントの当局報告において一層のコンバージェンスを達成し得るかどうかを検討すること。なお、サイバー・インシデントとは、①情報システムや、そのシステムが処理し、保存し、もしくは、送信する情報がサイバー・セキュリティを脅かす、または、②悪意のある活動の結果であるか否かにかかわらず、セキュリティ・ポリシー、セキュリティ手順、もしくは、利用規定に違反するサイバー・イベントを言う。
- FSBが調査を行ったところ、以下の点などに差異があることが認められた。
 - サイバー・インシデント報告の範囲：報告対象とされているサイバー・インシデントの範囲が国やセクターで異なる。例えば、サイバー・インシデントとオペレーショナル・インシデントを区別していない事例、サイバー・インシデントを広く定義している事例（情報システムにおける観察可能なあらゆる事象である「サイバー・イベント」と混同している事例）など。
 - 報告の閾値：影響度を測定する確立されたメソッドが無いことなどから、サイバー・インシデントの報告の閾値が異なる。例えば、閾値が、影響を受けた顧客の数や割合、市場のシェアや財務的な損失、風評リスクなどの定性的な指標などとリンクする形で設定されているほか、金融機関に対して独自に重要性の閾値を定めることを求めている事例もある。
 - 報告のタイミング：報告のタイミングにかかる規制は、「特定され次第、速やかに」から48時間など、多岐にわたる。早期の第一報は、監督上のタイムリーな対応を可能にし得るものの、詳細な報告を短期間で提出することが求められる場合には、金融機関の貴重なリソースがインシデント対応から削がれることにもなり得るほか、不正確な情報を提出してしまうことにもなり得る。
 - 報告を受けた情報の利用方法：監督当局が報告を受けた情報の用途は、例えば、個々の金融機関の脆弱性のモニタリングや評価に使う場合や、金融システムに与え得る影響を評価する場合など、監督当局の権限などに応じて様々である。
- こうした実態を踏まえ、また、様々な法規制上の制約も勘案し、FSBは、サイバー・インシデント報告の一層のコンバージェンスに向けた取組みを、以下のようなアプローチで行う。取組みのタイムライン等は、2021年末までに明確にする。
 - ベスト・プラクティスの策定：監督当局が、金融安定やリスク評価、リスク・モニタリングなどの共通の目的を達成するために最低限必要なサイバー・インシデントに関する情報の内容を整理する。
 - 共有されるべき情報の特定：セクターや国間で共有されるべき主要な情報を特定する。
 - サイバー・インシデント報告のための共通のターミノロジーの作成：サイバー・インシデントの定義を含む、共通のターミノロジーを作成する。

インプリケーション：クロスボーダーでの外部委託が増加していることなども勘案すると、サイバー・インシデントの当局への報告について共通の目線が構築されることが期待される。また、個別の金融機関については、例えば、複数の国・地域に所在する外部委託先に対して、サイバー・インシデントを本社等に報告するための基準を共通化することなどもより重要になってくると考えられる。

（出所）FSB ‘Cyber Incident Reporting: Existing Approaches and Next Steps for Broader Convergence’

E: FSB、G20 首脳に宛てたレターを発売（10月28日）

■ 金融安定理事会（FSB）は、本年10月30日、31日に開催されたG20ローマ・サミットに際し、G20首脳に宛てたレターを発売した。主な内容は以下のとおり。

- 金融安定に関するグローバルの協調にかかるコロナ禍の教訓
 - G20を通じた国際的な協調は、グローバルの金融安定に大きく貢献している。2008年の金融危機後の金融規制改革により、対応が十分であった銀行セクターなどでは、コロナ禍のショックを吸収することができ、金融システムのレジリエンスを確保できた。
 - 他方で、金融規制改革が意図した成果を生み出しており、また、意図せぬ事象に柔軟に対応できる必要があり、そうした観点から、例えば、資本や流動性バッファの機能の発揮や、金融システムに過度なプロシクリカリティを生じさせ得る要素について、さらなる検討が必要である。
 - 加えて、コロナ禍は、オペレーショナル・リスク管理の枠組みを事前に整備しておくことの重要性を気付かせた。また、リモート環境が拡大する中、特に外部委託への依存度が高い場合におけるサイバー・リスクに対する懸念が高まっている。FSBは、これらのリスクに対応していく。
- 新たな技術の利用とそのリスク管理
 - コロナ禍により、デジタル決済などのデジタル金融サービスの利用が大きく進展した。このことは、金融のイノベーションが金融安定に与える影響を評価することの必要性をあらためて認識させた。また、規制・監督の枠組みやアプローチが、イノベーションの恩恵を受けるとともに、そのリスクに対応できるものであることを確保する必要がある。
 - 暗号資産の市場は大きく拡大しており、FSBは、それが金融安定に与える影響を注視していく。
 - クロスボーダー決済について、その利便性と透明性を向上するため、その基礎となるシステムや取極めにかかる提案を行うことを予定している。
- 気候関連のリスクに対する理解の向上
 - 現在、気候関連の財務リスクのグローバルに整合的で比較可能な開示に注力している。IFRS財団と証券監督者国際機構（IOSCO）が行っている取組みは、その基盤となる。
 - データの利用可能性の検討、気候関連の金融システムの脆弱性の評価、金融機関の気候関連のリスク管理の規制・監督ための整合的なアプローチの促進など、気候関連の財務リスクの理解とそれへの対応のための取組みを継続する。

インプリケーション：オペレーショナル・レジリエンス（サイバー・セキュリティを含む。）、暗号資産、クロスボーダー決済、気候関連の開示が、今後数か月のFSBの主なアジェンダ・アイテムであると考えられる。

（出所）FSB ‘FSB Chair’s letter to G20 Leaders: October 2021’

F: 英 PRA、気候関連リスクと資本規制に関する報告書を公表（10月28日）

■ 英国健全性監督機構（PRA）は、「気候関連の財務リスクの管理と資本要件の役割」と題する報告書を公表した。同報告書は、①気候変動が金融機関にもたらすリスク、気候変動リスクの管理における進展、気候変動リスクにかかるPRAのこれまでの取組み、2022年以降のPRAの監督方針について述べたPart A、および、②気候変動と銀行および保険

の資本規制の関係、資本規制において対応すべき課題、資本規制にかかるPRAの今後の取組みについて述べたPart B、とから成る。主な内容は以下のとおり。

(1) Part A：2022年以降のPRAの監督方針

- 金融機関は、気候関連の財務リスクを効果的に管理するための十分な能力（capabilities）を有していないことから、PRAは2019年4月、気候関連のリスク管理にかかる監督上の期待を公表した。金融機関は、2021年末までに、それらの期待を満たすよう対応することが求められている。また、PRAは2021年6月、気候変動にかかる隔年の試験的な（exploratory）ストレス・テストを開始し、その結果は2022年に公表される。
- PRAが2019年に監督上の期待を示して以降、金融機関の経営陣や取締役会において、気候変動は企業の社会的責任（CSR）を越えるもので、金融機関に財務リスクをもたらすものである、との認識が高まっている。他方で、特に、リスク管理やシナリオ分析の能力について、さらなる取組みが必要である。
- PRAは、2022年以降、気候関連の監督上の期待に関するアプローチを、取組みの「評価」から「監督」へとシフトさせる。個々の金融機関は、気候変動のリスクを管理していることを示す必要があり、また、金融セクター全体として、データやツールに対する理解を高めるとともに、ベスト・プラクティスを構築し続ける必要がある。金融機関の取組みが不十分な場合、PRAは、計画の策定を求め、必要に応じて、追加資本の賦課（capital add-ons）などの監督権限を行使する。

(2) Part B：気候変動と資本規制の枠組み

- 資本規制は主要な監督ツールの1つとなる。現行の資本規制の枠組みの下、例えば、金融機関の気候関連の財務リスクの管理やガバナンスに重大な欠陥が認められる場合、PRAは追加資本を求めることができる。他方で、気候関連の財務リスクの顕在化の時間軸や規模など、伝統的な資本規制のいくつかの要素に課題をもたらす。
- PRAは、この点について分析を行い、以下の4つの気づきを得た。
 - 資本は、気候変動の原因ではなく、結果に対応するために利用され得る。投融資の意思決定に直接影響を与えるために資本要件を用いることは効果的ではないと考えられる。他方で、気候変動や移行政策がエクスポージャーに関連する健全性のリスクを変化させる場合などには、資本規制で対応し得るほか、気候変動がシステム的な影響を生じさせる場合には、マクロプルデンシャル・ツールで対応することも必要となり得る。
 - 気候関連の財務リスクは、現行の資本規制で部分的に対応し得るものの、ギャップは存在する。ギャップには、データやモデルが十分でないことによる、気候関連の財務リスクの推定における困難さ（能力ギャップ）と、資本規制のデザインやメソッドロジーの利用による、気候関連の財務リスクの捕捉における潜在的な課題（制度ギャップ）がある。
 - ギャップの重要性の推定は複雑である。例えば、気候変動に照らした資本要件のタイム・ホライズンや、どのようなシナリオが「起こり得る、厳しい」シナリオであるかを評価する必要がある。
 - さらなる分析と調査が必要である。今後、PRAとイングランド銀行は、資本規制の枠組みを高度化するためのさらなる分析を行う。PRAは、2022年6月までに、ICAAP（自己資本の充実度に関する内部評価プロセス）、ORSA、市場開示に対する金融機関のアプローチを評価し、また、イングランド銀行は、2022年12月までに、気候変動の資本規制への取込みに関する見解をアップデートする。

インプリケーション：PRAが気候変動にかかる監督アプローチをシフトすると表明したこと、また、気候変動と資本規制の関係の整理を始めたことは注目に値する。前者については、金融機関には気候関連のリスク管理や開示にかかる取組みのより一

層の高度化が求められることとなると考えられる。また、後者については、Pillar 2における追加資本が求められることも想定されると考えられる。

(出所) PRA 'PRA Climate Change Adaptation Report 2021 - Climate-related financial risk management and the role of capital requirements'

G: 英 FCA、サステナビリティ開示と投資ラベルに関する市中協議を開始 (11月3日)

- 英国金融行為規制機構 (FCA) は、2022年1月7日を期限として、「サステナビリティ開示要件と投資ラベル」と題するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
 - 背景：英国政府が2021年10月に公表した「グリーン・ファイナンス：サステナブル投資へのロードマップ」において示されているイニシアティブのうち、特に、「サステナビリティ開示要件 (SDR)」と「サステナブル投資ラベル」の2つはFCAが対応を要するものとなっている。前者は、TCFD提言をベースとして、気候変動を越えてより広いサステナビリティ・イシューをカバーするとともに、今後策定される予定の英国のグリーン・タクソミーで求められる開示要件もカバーするもの。後者は、サステナビリティの特徴を有する商品のラベリング。今回の市中協議で受領するコメントを踏まえ、2022年第2四半期にそれぞれの規制案を市中協議に付す予定。
 - ラベリングと開示のアプローチ案：①商品ラベル、②一般消費者向けの開示、③機関投資家等向けの開示の3つから成る「3ティア・アプローチ」を提案。商品ラベルは、標準化された商品分類とラベリング制度に基づき行われる。一般消費者向けの開示は、商品のサステナビリティにかかる主要な特性に関する情報を提供するもの。機関投資家等向けの開示は、より詳細な情報を提供するもので、エンティティ・レベル、商品レベルの双方で開示することが考えられる。
 - 商品ラベルについて、スコープは、個人消費者に提供されるすべての投資商品。分類方法は、エンティティ・レベルでの要件 (ガバナンスなど) と商品レベルでの要件を設定。後者は、①サステナブル、②レスポンシブル、③サステナブルでない、の3つに分類することを提案。①のサステナブルは、(a) サステナブル/インパクト (財務的なリターンとともに、社会や環境にネットでポジティブな影響をもたらすことを目的とする商品)、(b) サステナブル/整合的 (サステナビリティの要素を有し、基礎となる資産の大部分がUKタクソミーにおけるサステナビリティ要件を満たす商品)、(c) サステナブル/移行 (サステナビリティの要素を有し、基礎となる資産の大部分はUKタクソミーにおけるサステナビリティ要件を満たさないものの、今後満たすことが期待される商品)、の3つにさらに分類される。

インプリケーション：サステナビリティ開示と投資ラベルについて、英国では検討が開始されたばかりであるものの、一つには、欧州の規制とどのような差異が設けられることとなるのかは注目に値する。

(出所) FCA 'FCA acts to help investors make more informed ESG investment decisions'

H: EIOPA、気候変動にかかる取組みについてアップデート (11月3日)

- 欧州保険・年金監督局 (EIOPA) は、気候変動に関する取組みについて、以下のメッセージを公表した。
 - EIOPAは2022年、自然巨大災害保険のプロテクション・ギャップに関する欧州全域のダッシュボードを作成する。
 - EIOPAは、例えば、ORSAの一環として、保険会社が気候関連のリスクを評価することを期待する。保険会社は、自らの活動が環境的にサステナブルな経済への移行にどのように貢献しているかを開示する必要がある。
 - EIOPAが気候関連のリスクを分析することは、サステナブル投資のための保険セクターのスチュワードシップの役割を強固なものとし、また、気候変動への適応と緩和のためのリスクベースの保険ソリューションを促進するものである。

- サステナブル・ファイナンスはEIOPAの活動の戦略的な分野であり、EIOPAは、ESGリスクの健全性枠組みへの取込み、ESGリスクのマクロおよびマイクロレベルの統合、サステナビリティ開示やサステナブルなビジネス・コンダクトの枠組みの促進、プロテクション・ギャップへの対応などの取組みを進める。

インプリケーション：本アップデートは、EIOPAがCOP26に際して発出したものであり、その内容はEIOPAがこれまでに発信してきたものと相違はないように見受けられる。基本的には、ソルベンシーII指令の改正も踏まえ、この分野における取組みはさらに進展するものと考えられる。

(出所) EIOPA ‘EIOPA commits to support the insurance and pensions sectors’ efforts to tackle climate change’

I: 星 MAS、保険会社の資産・負債のエクスポージャーに関する告示の改定案を公表（11月5日）

- シンガポール金融管理局（MAS）、2021年12月6日を期限として、保険会社の資産・負債のエクスポージャーに関する告示（Notice）の改定案を市中協議に付した。
 - 同改定案は、保険会社に対し、①集団投資スキームの原資産の内訳、②投資リンク・ポリシー（Investment-linked policies）のサブファンド、③シンガポール・ドルを含む、すべての資産・負債の為替エクスポージャー、④投資関連事業の準備金に関する情報、⑤資産の一意識別子（国際証券識別番号（ISINコード）や、取引主体識別コード（LEI）、銀行識別コード（BIC）、市場識別コード（MIC）など）および最終親会社に関する情報、⑥資産の業種分類、⑦オルタナティブ投資に関する情報、等の提出を新たに求めている。
 - MASは、これらの情報を、新たな報告プラットフォームであるData Collection Gateway（DCG）を用いて報告することを求める。MASは、保険会社が、これらの情報を、XML（Extensible Markup Language）により提出することを推奨している。MASは、2022年第1四半期に本告示を改正し、15か月の準備期間を確保することを検討している。

インプリケーション：集団投資スキームの原資産の内訳やLEI等の資産の一意識別子の報告を求めていることなどから、MASは、マクロレベルの監督を強化しようとしていることが伺える。なお、保険会社の中には、新たな報告プラットフォームに対応するため、相応の準備を要する会社もあるものと推測される。

(出所) MAS ‘Consultation Paper on Proposed Changes to Notice 122 on Assets and Liabilities Exposures for Insurers and its Implementation’

J: 加 OSFI、ITとサイバー・リスク管理にかかるガイドライン案を公表（11月9日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、2022年2月9日を期限として、「ITとサイバー・リスク管理に関するガイドライン」案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

ガバナンスと リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 上級経営陣は、ITとサイバー・リスクの管理責任をシニア・オフィサーに割り当て、また、適切な組織形態と十分なリソースがITとサイバー・リスクの管理に割り当てられていることを確保する。 • 金融機関は、戦略的なITとサイバーの計画を定義し、文書化し、承認し、実践する。その計画は、金融機関の事業戦略と整合的であり、測定可能な目標を定め、ITやサイバー環境の変化に応じて進化する。 • 金融機関は、ITとサイバー・リスク管理の枠組み（RMF）を構築する。
ITのオペレーション	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関は、ITアーキテクチャの枠組みを導入する。 • 金融機関は、ビジネス・プロセスや機能をサポートするすべてのIT資産のインベントリを最新の

	<p>ものに保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、システム開発ライフ・サイクル（SDLC）の枠組みを構築し、実践する。
サイバー・セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、サイバー・セキュリティを特定し、評価するための実務、能力、プロセスおよびツールを保持する。 金融機関は、IT資産を守るため、複層の予防的なサイバー・セキュリティの統制や施策を設計、実施、維持する。 金融機関は、サイバー・セキュリティ・インシデントのモニタリングや警告、フォレンジック調査を可能にする継続的なセキュリティの検知能力を設計し、実践し、維持する。 金融機関は、サイバー・セキュリティ・インシデントをトリアージし、対応し、復旧し、学習する。
第三者であるプロバイダのITとサイバー・リスク	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、第三者であるプロバイダのライフ・サイクルを通して、ITとサイバー・リスクを特定し、評価し、管理し、モニターし、報告し、緩和するため、効果的なコントロールとプロセスが構築されていることを確保する。
ITのレジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、混乱時にITサービスを提供し、リスク・トランス内に運営するための能力をサポートする、障害復旧の枠組み（Enterprise Disaster Recovery Framework）を構築し、維持する。 金融機関は、障害復旧能力にかかるシナリオ・テストを行う。

（出所）OSFI 'OSFI Launches Consultation on Draft Guideline B-13'

K: 星 MAS、金融機関のコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインを改定（11月9日）

■ シンガポール金融管理局（MAS）は、金融機関のコーポレート・ガバナンス（CG）に関するガイドラインを改定した⁴。本ガイドラインは、2018年コーポレート・ガバナンス・コードの原則および規定、および、追加されたガイドラインから成る。主な内容は以下のとおり。

- 原則の遵守は、上場企業についてはすでに義務であったところ、MASは、非上場の銀行、大規模な保険会社（Tier 1保険会社）、金融持株会社は原則を完全に遵守することを、それ以外の保険会社（Tier 2保険会社）については、原則を遵守するか、そうでない場合にはその理由を説明することを求めている。MASは、また、すべての金融機関が、規定と追加ガイドラインを遵守するか、そうでない場合にはその理由を説明することを求めている。
- 追加されたガイドラインには、以下のものが含まれる。

取締役会の機能	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、上級経営陣が、公正な実務やビジネス・コンダクトの高い基準を促進するための方針やプロセスを定めることを確保する。 全ての苦情が適切に取り扱われるよう、苦情対応の手順を整備する。その手順は、顧客に対して明確に説明される。
---------	---

⁴ 市中協議案の概要は、「保険セクターの国際的な動向（Vol. 10, 2021年4月～5月）」記事Pを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf

	<ul style="list-style-type: none"> 上場企業の取締役、もしくは、金融機関の取締役としての経験を有しない取締役は、必要な研修を受ける。 取締役会は、金融機関のコーポレート・ガバナンスの枠組み、カルチャーとコンダクトの枠組み、事業の目的と戦略を、定期的に見直し、大きな変更があった場合には、それらの適切性を確保する。
リスク管理と内部統制	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、必要に応じて、リスク管理機能を監督するCROを任命する。 取締役会リスク委員会（Board Risk Committee）を設置する場合、取締役会は、リスクのガバナンスに対する責任を同委員会に委任できる。 金融機関は、同委員会に、取締役でない者を任命できる。 取締役は、内部統制の適切性と実効性に関する意見をアニュアル・レポートもしくはウェブサイトで表明する。監査委員会は、その意見に同意するか否かを表明する。
監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会は、外部監査人が、監査に必要な範囲において、金融機関の情報や人員に無制限のアクセスを有することを確保する。 監査委員会は、外部監査人が内部統制の脆弱性等にかかる情報を直ちに監査委員会に伝えることを求める。
特定関係者との取引	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、金融機関の特定関係者との取引がアームズ・レングス・ベースで行われることを確保する。 金融機関は、特定関係者との取引に関する方針や手続きを整備する。 取締役会は、一定の閾値を超える特定関係者とのすべての取引を承認する。

- 開示に関するガイドラインは2022年1月1日から、その他のガイドラインは、一部を除き、2022年4月1日から施行される予定。金融機関は、2022年1月1日以降に開始する年次報告書等において、ガイドラインとのギャップについて説明することが求められる。

インプリケーション：シンガポールに拠点を有する日本の保険会社は、本ガイドラインの対応の要否を検討することが求められる。

（出所）MAS ‘Guidelines on Corporate Governance’

L: 馬中銀、ホールセール金融市場の Code of Conduct 案を公表（11月9日）

- マレーシア中銀（BNM）は、12月6日を期限として、ホールセール金融市場、すなわち、金利や為替の店頭デリバティブ金融市場を含むマネー・マーケットや外国為替市場の市場参加者が遵守すべき原則および基準案を市中協議に付した。適用対象は銀行、投資銀行、イスラム銀行、保険会社等のうち、ホールセール金融市場に参加する全金融機関。主な原則および基準案は以下の通り。

ディーラーとブローカーの適格要件	<ul style="list-style-type: none"> ディーラーとブローカーは、マレーシア金融市場協会（Financial Markets Association of Malaysia：FMAM）の会員資格を有し、FMAMの会員規約を遵守する。 金融機関は、ディーリングルームでの免許保持者と免許非保持者の許可される活動に関する
------------------	---

	<p>内部のポリシーと統制を整備する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デイラーまたはブローカーとして雇用される者は、FMAMが指定する形式で、本原則を遵守していることを、毎年、金融機関に宣言する。金融機関は、それを確保するための手順を整備する。
<p>信頼でき、倫理的で、誠実な市場を保持する責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リンギット通貨関連商品のオフショア取引：市場参加者は、オフショアのリング・ノンデリバブルフォワード（NDF）に参加し、あるいは、オフショア市場でノンデリバブル・リング通貨関連の取引を促進すると見なされ得る外国為替取引に関与しない。 ・ 非実勢価格での取引：市場参加者は非実勢価格で取引することを回避する。非実勢価格の使用が必要な場合、経営陣は、そのような取引を監視および報告するための明確な監査証拠を備えた適切な管理と、非実勢価格を決定するための内部の閾値を設ける。
<p>ガバナンスと内部統制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会と経営陣の役割：取締役会は、金融機関のホールセール市場のコンダクト・リスクの管理を監督する責任を有する。そのため、取締役会は、例えば、コンダクト・リスク・ガバナンスの枠組みを承認し、健全なコンダクト文化を促進し、十分なリソースを配置し、少なくとも年次で、リスク管理の実効性を評価する。 ・ リスク管理：経営者は、リスクの適時かつ信頼性のある報告と組織全体にわたる情報の統合を容易にする強固な経営情報システムによって支えられ、かつ、金融機関のリスク・プロファイルや外部のリスク環境の変化に対応する内部のリスク管理態勢を整備する。 ・ コンプライアンス：経営陣は、金融機関およびその従業員の本原則の遵守を確保するための内部システムとコントロールを整備する。金融機関は、その遵守にかかる継続的な内部評価を実施し、コンプライアンスが確保されていない場合には、それを是正する。 ・ 内部監査：金融機関は、監査計画を策定する際に、マーケット・コンダクト・リスクをリスクベースの評価に統合し、監査リスク手法に基づいて定期的に内部監査を実施し、監査報告の記録を最長で7年間保管する。金融機関の財務活動および財政状態に重大な影響を与え得る重要な監査結果は、是正措置提案とともに経営陣に迅速に報告される。

（出所）BNM 'Exposure Draft on Code of Conduct for Malaysia Wholesale Financial Markets (2021 Review)'

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事I、K、L)

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 6691.26 / ISO 27001